

中略

【別紙】審査請求の理由

はじめに

本件石木ダム建設工事は、その事業目的である「治水」「利水」のいずれの面においても全く合理的な理由・根拠がないばかりか、ダム水没予定地の13戸、約60人の生活を奪い、且つ、石木川流域の豊かな自然環境を破壊するもので、土地収用法に違反するものであり、審査請求人は土地収用対象土地の共有者として、本件工事を認めることはできない。

以下、土地収用法第20条3号違反の点を中心に審査請求の理由を詳述する。

第1 土地収用法第20条3号該当性判断基準

土地収用法第20条3号の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」という要件は、いわゆる「日光太郎杉事件」に関する東京高裁昭和48年7月13日判決が以下の通り判示している。

「その土地が事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益と、その土地が事業に供されることによって失われる利益（この利益は私的なもののみならず、時としては公共の利益も含む）とを比較した結果、前者が後者に優越するもの認められる場合に存在する」

そして、その判断にあたっては、以下の要素の総合判断が必要であるとされている。

「本件事業認定にかかる事業計画の内容、右事業計画が達成されることによってもたらされる公共の利益、右事業計画策定及び本件事業認定に至るまでの経緯、右事業計画において収用の対象とされる本件土地の状況、その有する私的公共的価値等の諸要素、諸価値の比較衡量」

本件は、上記の観点で見たとき、およそ土地収用法第20条3号の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」という要件を満たすものではない。

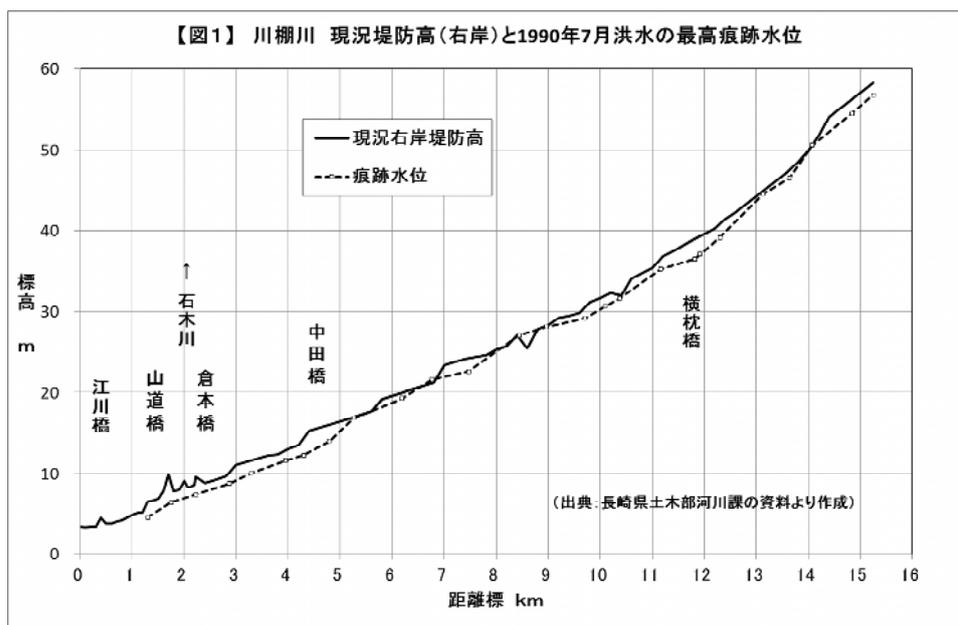
第2 治水面の不要性

(1) 石木ダムの建設では近年最大の洪水「1990年7月洪水」が再来した場合の浸水被害を防ぐことができない

治水計画を策定する上で最も重要な課題は、近年に実際に起きた洪水が再来した場合に氾濫を確実に防止できるようにすることである。ところが、石木ダムの建設を中心とする川棚川水系河

川整備計画では近年最大の洪水「1990年7月洪水」が再来した場合、浸水被害を防ぐことができない。

1990年洪水の水位は当時においても堤防高を十分に下回っていた【図1】。それにもかかわらず、川棚川下流部で浸水被害が起きたのは川棚川からの越流ではなく、野口川等の支川の氾濫、内水氾濫があったからである【写真1】。



【写真1】 1990年7月洪水時の状況

江川橋から上流を望む



川棚川江川橋上流では濁水が堤内地から堤外地に流れている

石木ダムの効果は川棚川の水位を下げることであるから、石木ダムではこのような支流の氾濫や内水氾濫を防ぐことができない。それにもかかわらず、長崎県が県民に示した

石木ダムの検証資料では 1990 年 7 月洪水の氾濫写真が掲載され、あたかも石木ダムによってその水害を防ぐことができるような幻想を与えている。これは県民を欺く虚偽の宣伝である。

川棚川最下流部（川棚橋から河口までの約 600m の区間）は平常時の水位から 1.5m 程度の高さの地盤に建物が建ち並んでおり、1990 年 7 月洪水でも右岸側で浸水被害があったが、港湾管理者の管理範囲ということで、河川改修の計画さえなく、洪水氾濫の危険性が放置されている【写真 2】。

川棚川流域の浸水を防止するために早急に取り組むべきことは次の 3 点であり、石木ダムの建設ではない。

川棚川下流部の野口川等の支川氾濫、内水氾濫を防止する対策

河口近くの最下流部（川棚橋から河口までの約 600m の区間）の堤防整備

川棚川全体の河床の掘削

（ 2 ） 石木ダムは川棚川の治水対策として不要なものである

川棚川の治水安全度を下流側 1/100 とすることによって、石木ダムが必要とされているが【表 1】、それは、仮想の時間雨量分布から求めた 1/100 計算流量 1,400 m³/秒（山道橋）を前提としているからである。戦後最大で 1/100 規模である 1948 年 9 月洪水の実績流量は実績雨量から見て、1,200 m³/秒以下と推測されるので、石木ダムなしで対応することが可能であり、1/100 規模でも実績流量ならば石木ダムは計画不要となる。

1/100 の目標流量 1,400 m³/秒は科学的な根拠が希薄



【写真 2】川棚川・川棚橋より下流の状況(2011年3月)

【表 1】川棚川水系河川整備計画の治水安全度と目標流量

| | 石木川合流点より 下流 | 石木川合流点より 上流 |
|---|----------------|----------------|
| 地点 | 山道橋 | 倉本橋 |
| 治水安全度 | 1/100 | 1/30 |
| ダムなしの目標流量 〔m ³ /秒〕 | 1,400 | --- |
| 河道の目標流量 (ダム調節後) 〔m ³ /秒〕 | 1,130 | 660 |

な過大な値であって、それが起きる確率は1/100よりかなり小さい。

さらに、石木ダムがなくても、河道整備さえ計画通りに行えば、1,400 m³/秒の洪水がたとえ到来しても、川棚川の下流部では洪水位は堤防の天端から概ね40～50 cm下にとどまるから、実際には氾濫する危険性はない(港湾管理者の管理範囲である最下流区間を除く)。

また、掘り込み河道であるから、河川管理施設等構造令が求める安全度は確保される。

川棚川の治水安全度は上流域1/30、下流域1/100で、下流域1/100のために石木ダムが

必要とされているが、実際には上流域が1/30であるのに、下流域を1/100とする理由がない。それは、川棚川流域の人口は上流域の方が下流域よりも圧倒的に多いからである【表2】。

石木ダム計画があるから、石木ダムを位置付けるために石木川合流点下流域の治水安全度を1/100にしているだけのことなのである。

以上のように石木ダムは川棚川の治水計画として無用のものである。石木ダムの建設は河川予算をいたずらに浪費し、本来進めるべき治水対策をなおざりしてしまうので、そのダム計画を直ちに中止する必要がある。

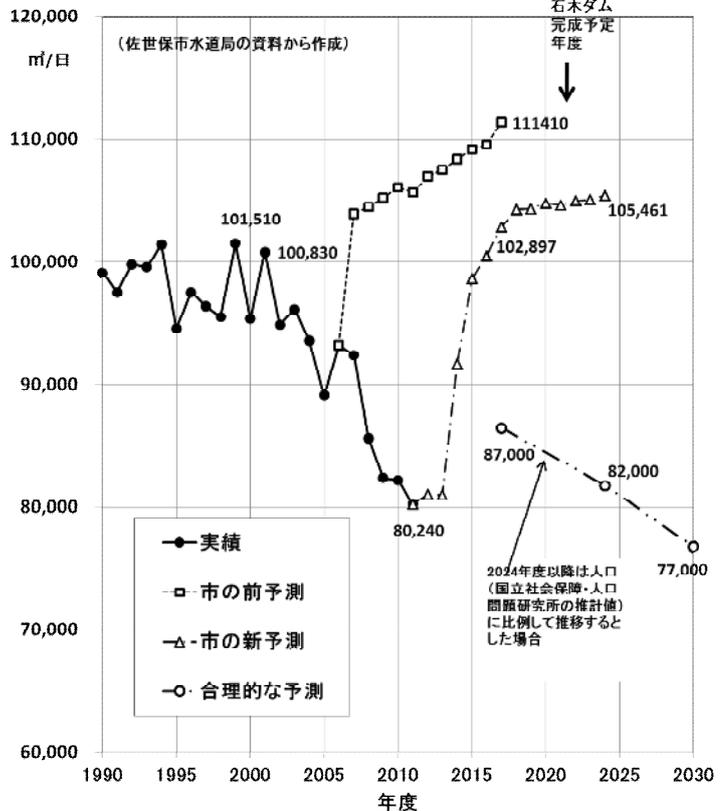
第3 利水面の不要性

(1) 一目でわかる不可解な水需要急増の予測

佐世保市は2013年1月に新水需要予測を発表した。【図2】は一日最大

| 【表2】 川棚川流域の人口 | | | | |
|---------------|-------|----------|----------------|-------------------|
| | | | 人口(人)[2011年1月] | 川棚川水系河川整備計画の治水安全度 |
| 波佐見町 | | | 15,447 | 1/30 |
| | | | 16,734 | |
| 川棚町 | 川棚川流域 | 石木川合流点上流 | 1,287 | 1/100 |
| | | 石木川流域 | 494 | |
| | | 石木川合流点下流 | 4,028 | |
| 川棚川流域外 | | | 9,242 | -- |

【図2】 佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測(佐世保地区)



給水量の市の新予測と実績を対比したものである。参考のため、市の前回の予測も示した。

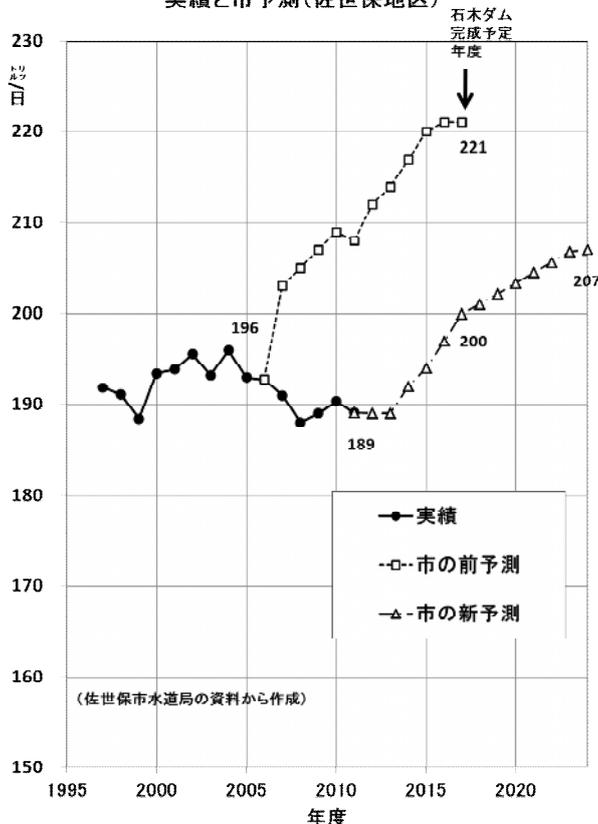
佐世保市水道（佐世保地区）の一日最大給水量の実績は、年度による変動があるが、2000年代に入ってから確実な減少傾向にある。2001年度は100,830 m³/日であったが、2011年度は80,240 m³/日であり、この110年間に約2万m³/日、2割も減っており、大幅な減少である。

ところが、市の新予測では一日最大給水量は2013年度から一転して急増の一途を辿り、石木ダム完成予定年度である2017年度には約102,900 m³/日となり、その後も増え続けて、2024年度には約105,500 m³/日になるとしている。石木ダム完成予定年度に合わせるように一日最大給水量が2013年度の約81,000 m³/日からたった4年間で2017年度までに約21,900 m³/日、約27%も増加している。多くの人は同図を見て、一挙に字回復する水需要の不可解な予測、あまりにも露骨な石木ダム計画先にあるきの不自然な予測に眉をひそめるに違いない。

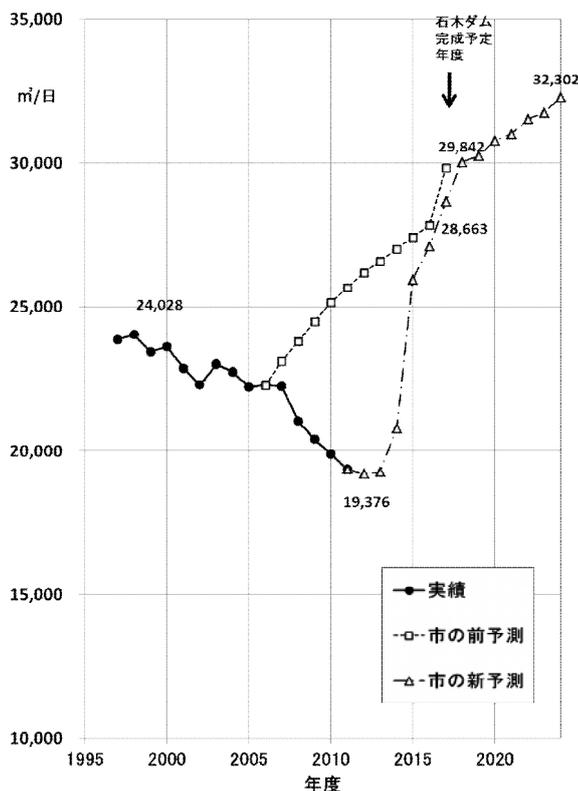
佐世保市水道が石木ダムに求める必要量40,000 m³/日は、2024年度の水需要予測値（1日最大取水量）117,000 m³/日と、安定水源水量とされている77,000 m³/日の差から求められたものである。

しかし、将来の水需要117,000 m³/日は実績の傾向を無視したきわめて過

【図3】佐世保市水道の一人あたり生活用水の実績と市予測（佐世保地区）



【図4】佐世保市水道の業務・営業用水+工場用水の実績と市予測（佐世保地区）



大な値であり、また、実際に佐世保市が利用できる水道水源は 77,000 m³/日よりはるかに大きく、石木ダムがなくても、将来とも水需給に不足をきたすことはない。

なお、新予測の一日最大取水量の将来値は浄水場のロス率を 10%（利用量率 90%）として一日最大給水量から求めたものであるが、佐世保市水道のロス率の実績は 3%以下である。ロス率もかなり過大な値が設定され、取水量の予測値を引き上げる操作が行われている。

（ 2 ） 佐世保市水道の需要は減少し続けており、将来とも増加傾向に転じることはない

佐世保市水道の水需要が減り続けてきているのは、人口が漸減傾向になったことだけでなく、一人当たり生活用水、業務営業用水、工場用水とも減少傾向になったこと、漏水防止対策により有収率が多少向上してきたこと、さらに、年間の給水量の変動が小さくなってきたこと（負荷率の上昇）によるものである。

一人当たり生活用水は 2000 年代前半に増加がストップし、最近では漸減傾向になっている【図 3】。水洗トイレや洗濯機などの水使用機器は節水型であることが重要なセールスポイントとなり、より節水型のものが開発され、次第に普及していくので、一人当たり生活用水が市予測のように今後増加し続けていくことはありえない。

業務営業用水、工場用水も実績は 2000 年度頃から減少傾向になってきている【図 4】。この減少傾向はリーマンショックの前から続いてきており、一時的な経済の落ち込みによるものではなく、構造的ものであるから、市予測のように今後、急速に増加していくことはありえない。【図 4】のとおり、新予測では業務・営業用水および工場用水が凄まじい勢いで増加することになっている。常軌を逸した予測である。

佐世保地区の人口、給水人口は 2000 年代になってから漸減傾向になってきており、今後も国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、佐世保市の人口は減少傾向が続き、縮小の一途を辿っていく。

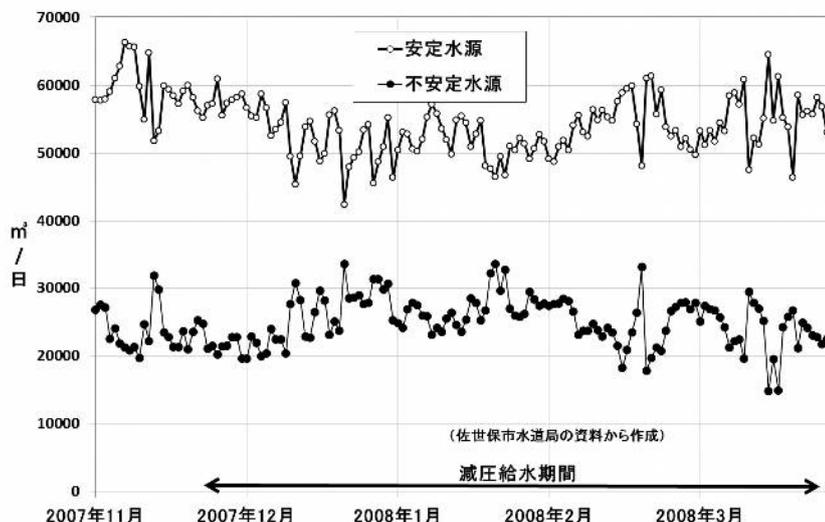
水需要の実績の傾向と人口の今後の推移を踏まえて、佐世保市水道の将来の水需要（一日最大給水量）を合理的に予測すると、2017 年度で約 8.7 万 m³/日、2024 年度で約 8.2 万 m³/秒にとどまる【図 2】。

1 日最大取水量に換算すると、2017 年度が約 9.0 万 m³/日、2024 年度が約 8.5 万 m³/日となる（浄水場のロス率は実績値の 97%を使用）。

（ 3 ） 佐世保市水道の水源は安定水源 77,000 m³/日の他に、湯水時にも利用できる水源が 21,000 m³/日以上ある

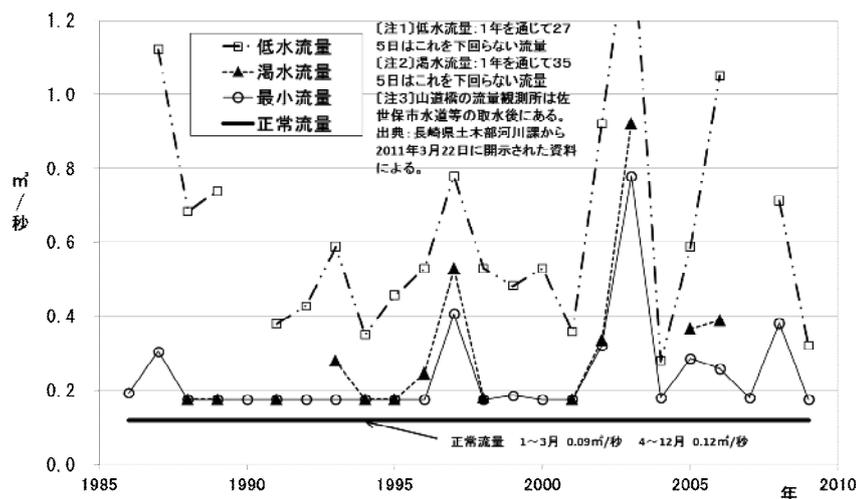
佐世保市水道の不安定水源は渇水時には利用できないとされているが、その実態を見ると、相浦川の慣行水利権、川棚川の暫定水利権、岡本の湧水はいずれも平成19年度渇水でも十分に利用されており、実質的に安定水源である【図5】。

【図5】平成19年度渇水における安定水源と不安定水源の取水量



川棚川の暫定水利権 5,000 m³/日)についてみると、この暫定水利権は川棚川・山道橋の流量が正常流量を下回ったときは取水不可という条件付きで許可されているものであるが、実際に川棚川の観測流量がこの正常流

【図6】川棚川・山道橋の渇水時の観測流量(1986~2009年)



量を下回ることとはなく、実態は安定水源そのものである【図6】。

川棚川の河川管理者であり、石木ダムの事業者でもある長崎県の恣意的な判断で、本来は安定水利権であるべきものが石木ダム建設の理由付けのために、暫定水利権とされているのである。

不安定水源とされているが、実態は安定水源と変わらない水源が2.1万m³/日以上あるので、これを加えると、佐世保市水道の実際の安定水源は合わせて9.8万m³/日以上になる。

(4) 佐世保市水道の将来の水需給は石木ダムなしで十分な余裕がある

佐世保市水道の将来の水需給を見ると、合理的な一日最大取水量の2017年度の予測値が9.0万m³/日程度、一方、実際の安定水源は9.8万m³/日以上あるから、差し引き8千m³/

日以上の余裕がある。2017年度以降は人口減少に伴う水需要の減少とともにこの水源余裕量が次第に大きくなっていく。

このように佐世保市水道は現在の保有水源のままでも将来において水需給に不足をきたすことがないから、石木ダムによって新たな水源を確保する必要性は皆無である。

第4 「流水の正常な機能の維持」の不要性

○ 石木ダムの建設目的には川棚川の「流水の正常な機能の維持」もあって、そのためにダム計画の貯水容量の中に74万 m^3 の容量が確保されている。川棚川の山道橋の正常流量(1~3月0.09 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、4~12月0.12 $\text{m}^3/\text{秒}$)を維持するために必要とされているものである。しかし、山道橋の観測流量(取水後の流量)を調べてみると、この正常流量を下回ることはないから【図6】、「流水の正常な機能の維持」の目的は意味がないものである。

第5 結論

以上の検討から明らかとおり、本件石木ダム建設工事は、治水・利水の事業目的自体に合理的な必要性を欠くものであって、前記「日光太郎杉事件」東京高裁判決で示された「事業計画の内容」自体に多大な問題があり、したがって「事業計画が達成されることによってもたらされるべき公共の利益」に疑問がある。したがって、本件事業にはダム水没予定地の13戸、約60人の生活と、石木川流域の豊かな自然環境を犠牲にしてまで強行しなければならない必要性は、全く存在しない。

それゆえ、本件石木ダム建設工事は、土地収用法第20条3号の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」という要件を具備しておらず、同条に違反することは明らかであり、事業認定は取り消されなければならない。

以上